

# 10. 災害復旧資金

## (1) 融資条件等

融資対象者	県内で保証対象事業を行っている中小企業又は組合で、火災、風水害その他の天変地異により設備の損壊若しくは資材の流出、き損、滅失又は事業の運営に重大な支障を生じていることについて、市町村長から被災又は売上減少等について証明を受けた者。 <b>【一般融資】</b> 火災、風水害その他天変地異により被災し復旧を図ろうとするもの <b>【知事指定災害融資】</b> 知事が特に認める火災、風水害その他天変地異により被災し復旧を図ろうとする者	
資金名称	一般融資	知事指定災害融資
資金使途	設備資金・運転資金	別に定める
融資限度額	設備資金・運転資金 8,000万円	別に定める
融資期間	設備資金・運転資金 10年以内（うち据置2年以内）	別に定める
融資利率	7年以内 年1.60% 10年以内 年1.80%	別に定める
保証料率	年0.25%	別に定める
返済方法	原則として毎月均等返済	別に定める
担保等	保証人については、原則として法人代表者を除いて徴求しないこととする。担保については、必要に応じて徴求する。	別に定める
申込み窓口	指定金融機関、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会（組合事業のみ）	別に定める
指定金融機関	大分銀行、豊和銀行、大分信用金庫、大分みらい信用金庫、日田信用金庫、大分県信用組合、商工中金、北九州銀行	別に定める
個別必要書類	市町村長の証明書、罹災証明書等	別に定める

## (2) 融資の流れ

